平成２８年（フ）第３５５号
神奈川県座間市相模が丘３丁目12番３号
債務者　宗藤　一志
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３６０号
相模原市南区大野台３丁目22番５号　ドミールサガミ101
債務者　平沢　　梢（旧姓西本）
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３５２０号
大阪府守口市八雲北町２丁目９番９－104号
債務者　吉川　喜章
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６０６号
大阪府寝屋川市楠根南町１番22―205号
債務者　小林　　勉（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６１０号
大阪府東大阪市西岩田２丁目２番13号
債務者　小林　好文
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６９４号
大阪市住吉区我孫子３丁目９番13号　北野ビル　202号
債務者　仲西　洋子
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８８８号
大阪府枚方市牧野北町９番１―209号
債務者　熊本　重信
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４００５号
大阪府東大阪市高井田本通３丁目１番15号　105号
債務者　秦　　寛実
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０５７号
大阪府東大阪市若草町９番23―524号
債務者　岩ディヴィナこと　ＩＷＡ　ＤＩＶＩＮＡ　ＶＥＬＡＳＱＵＥＺ
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６８７２号
東京都世田谷区世田谷１丁目５―19
債務者　福永　　歩
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８７７号
東京都北区豊島５丁目４－２－1321
債務者　白鳥　末男
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９８９号
東京都葛飾区奥戸９丁目２―20―119　ライオンズマンション小岩第５
債務者　藤本　山幸
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９９０号
東京都青梅市藤橋２丁目27―４―201
債務者　喜瀬　辰也
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９９２号
東京都江東区東雲１丁目８－７―301
債務者　菅原　富治
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９９３号
東京都江東区東雲１丁目８－７―301
債務者　菅原美佐子
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７００１号
東京都荒川区町屋６―22―２―507、住民票上の住所東京都荒川区町屋５丁目２－６　浅川荘１Ｆ
債務者　横堀　秀宣
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部